

令和3年度6次産業化山梨県サポート事業及び人材育成研修会業務委託仕様書

第1 趣旨

6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善の取組をサポートするため、やまなし6次産業化サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の設置、運営業務を委託する。

また、経営感覚を持って6次産業化の事業に取り組める人材を育成するため、経営、マーケティング、資金調達等に必要な知見を得るための講義を行うとともに、加工・販売等の実践的な経験を得るため、6次産業化に取り組んでいる事業者等へのインターンシップ研修を併せて実施する。

第2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月25日まで

第3 業務の目標

委託業務における目標を次のとおりとする。

- (1) 6次産業化地域プランナー（以下「プランナー」という。）等の支援を受けた農林漁業者等の経営全体の付加価値額の伸び率の平均値を5年間で1.5倍以上にすることとする。
- (2) 人材育成研修会の受講による、6次産業化事業の新規取り組み件数とする。

第4 委託業務の内容

1 6次産業化山梨県サポート事業

6次産業化サポート事業実施要領（平成26年4月1日付け25食産第4902号農林水産省食料産業局長通知）の6次産業化都道府県サポート事業に係る規定に基づき、次の(1)～(3)の各事項に係る事業を実施する。

(1) サポートセンターの設置

県内農林漁業者等の6次産業化に関する支援機関として、本県内に1か所以上の常設の拠点（常時、業務実態を把握している担当者に連絡を取ることが可能な事務所等）を設置し、事業全体の責任者である総括企画推進員、支援のコーディネートをを行う企画推進員及び経理責任者を定めるとともに、農林漁業者等による6次産業化の取組を含む経営全体の付加価値額（経常利益＋人件費＋減価償却費の合計金額という。以下同じ。）を増加するための経営や組織運営の改善方策等（以下「経営改善戦略」）の作成及び実行を支援する。

(2) 地域支援検証委員会の開催及びプランナーの選定

学識経験者等を委員とする地域支援検証委員会（以下「地域委員会」という。）を設置・開催し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対するプランナー等による活動支援の実施に係る方針の検討・作成を行う。

また、地域委員会は、プランナーの選定・登録を行う。その際は、次のアからウの全てを満たすこととする。

ア 地域委員会の検討を踏まえて、プランナーの選定基準、業務内容、旅費及び謝金等を定めた規約を定めること。

イ 選定基準は、フードチェーン全般の基礎知識を有し、財務状況による経営分析・診断の経験を有する者及び食品衛生管理、知的財産、人材育成等の特定の専門的な知識、経験を有する者をそれぞれ選定可能な基準とすること。

ウ プランナーの選定は、事務局における書類審査及び面接により、本業務の理解度、専門性、支援実績、倫理性、協調性等を総合的に評価し、地域委員会において決定されるものであること。

なお、プランナーとしての登録に当たっては、別添の秘密保持に関する誓約書を提出させること。

さらに、地域委員会は、次のアからエまでを実施する。なお、地域委員会は、定期的に、かつ県が参加して行うとともに、必要に応じて支援関係者を地域支援検証委員として地域委員会に召集できるものとする。

ア (3)の②の支援対象者の決定及び6次産業化中央サポートセンター（以下「中央サポートセンター」という。）と連携して支援することができる重点支援対象者の決定。なお、重点支援対象者の決定は必須としない。

また、支援対象者については、14者程度とし、R2年度にプランナーの支援を受けた農林漁業者等を継続して選定し、プランナー派遣によるフォローアップを実施することも可とする。

イ プランナー等の派遣による支援対象者等に対する経営改善に向けた支援の効果に係る検証

ウ 支援対象者等の経営改善状況等を踏まえ、PDCAサイクルを活用した経営改善戦略の実行及び管理に係る点検・評価と、必要に応じて経営改善戦略の見直しに係る提言

エ (3)の③に記録したプランナーの支援内容及び支援結果に基づくプランナーの活動評価

(3) 6次産業化サポート活動支援

①電話相談窓口の設置

サポートセンターに、6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応するための電話による相談窓口を設置し、相談に対して助言を行い、その内容を記録する。（様式は任意とする。以下「相談記録」という。）

②支援対象者への支援

サポートセンターは、経営改善戦略の作成とその実行を支援する農林漁業者等（支援対象者）にプランナーを派遣する。

なお、サポートセンターで対応が困難な取組については、中央サポートセンターに6次

産業化中央プランナーの派遣を依頼し、連携して支援を行うとともに、さらに重点的に支援する必要があると地域委員会で決定した取組については、中央サポートセンターに6次産業化エグゼクティブプランナーによる支援要請を行うものとする。

また、支援対象者は、支援実施後5年間の経営改善目標を自ら掲げる者とし、支援実施年度の翌年度以降5年間毎年、経営状況報告書（国様式）を作成し、サポートセンターに提出することについて、あらかじめ同意が得られる者とする。

③支援シートの作成等

②の支援対象者等について、支援シート（国様式）を作成する。支援シートは原則として国様式を使用するものとするが、国様式において記載することとされている情報と同様の水準の情報を確認することが可能であれば、独自の様式を用いて差し支えないこととする。

支援シートには、支援先概要、課題解決の方向性、支援の内容を記録し、支援後の経営改善状況等に関する情報も含め整理・管理するものとする。

支援シートの作成に当たっては、支援対象者等から財務諸表等支援に必要な資料の提供を受けるとともに、六次産業化・地産地消法第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等に派遣される場合には、国がフォローアップにおいて作成した当該農林漁業者等に係るモニタリングシートの提供を受け、支援するものとする。

なお、中央サポートセンターと連携して支援を行う場合には、①で作成した相談記録又は③で作成する支援シートに記載された個人情報及び農林漁業者等が秘密として管理している生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの（以下「営業秘密」という。）の提供について、あらかじめ支援対象者等の同意を得た上で、中央サポートセンターと共有するものとする。

また、地域委員会がプランナーの活動評価を実施するために、支援シートに記録したプランナーの支援内容及び支援結果に基づいてプランナーの活動実績を整理・評価する。

④支援後の経営改善状況の調査

令和2年度にプランナーの支援を受けた農林漁業者等（8者）に対して、各決算期の終了後3ヶ月以内に付加価値額、経営改善戦略の実行状況等を含む経営改善状況の調査（国様式）を行った後、地域委員会において当該調査結果の評価を行い、その内容を支援シートに記録する。

⑤プランナーの登録状況及び派遣実績の報告

プランナーの登録状況及び派遣実績に関する報告書（国様式）を作成し、第2四半期及び第4四半期の翌四半期の初日から10日以内に国様式により県に提出するものとする。

また、県が求めたときは、支援シート、支援後の経営改善状況及びプランナーの評価に関する情報を県に提出するものとする。

2 人材育成研修会

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）の6次産業化の推進体制整備事業に係る規定に基づき、6次産業化に取り組む県内の農林漁業者等を支援するため、次の事項に係る事業を実施する。

(1) 人材育成研修会（講義）

①講義内容

HACCP、衛生・品質管理、ブランド戦略に関する権利や手続、経営、マーケティング、資金調達、障害者雇用の促進等に必要な知見を得るための講義とすること。

②参加者数及び講義回数

参加者数は4名程度とし、講義も複数回実施すること。

③その他

内容及び講義時間については、平成27年度農山漁村地域ビジネス創出人材育成事業で作成した「農山漁村地域ビジネス創出人材育成プログラム」を参考とすること。

ただし、人材育成研修会の趣旨を逸脱しない限りにおいて、効果的な内容及び講義時間を設定すること。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインでの実施も可とする。

(2) 人材育成研修会（インターンシップ）

①研修内容

加工・販売等の実践的な経験を得るため、6次産業化事業体等へのインターンシップ研修とすること。

②実施期間

1名につき2週間程度とすること。

(3) その他

- ・研修生が（1）及び（2）のいずれも受講する内容とすること。
- ・（1）及び（2）の研修会の参加者に対し、6次産業化等への取組状況等について、聞き取り調査又はアンケート調査を行うこと。

第5 委託業務の対象となる経費の範囲等

第4の1及び2の委託業務の対象となる経費は、それぞれ別に管理すること。

なお、単価設定は業務内容に応じた常識の範囲を超えない、妥当な根拠に基づき設定すること。

1 第4の1の委託業務の対象となる経費は、次の（1）から（4）に掲げるものとする。

(1) 地域支援検証委員会開催費

委員謝金、旅費等

(2) 6次産業化サポート活動実施費

プランナー謝金、旅費等

(3) 事業推進費

企画推進員手当、旅費等

(4) 事業管理運営費

管理運営手当、資料印刷費、通信機器類等リース料、通信運搬費、情報提供費、消耗品費等

※プランナーの謝金は、1時間当たり7,100円とする。

※人件費を計上する場合は、「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づき算定するものとする。

2 第4の2の委託業務の対象となる経費は、次の(1)及び(2)に掲げるものとする。

(1) 研修会開催費

会場費(会場借料、会場等備品、会場整理賃金)、講師謝金、講師旅費、テキスト作成費(原稿料、資料印刷費)、インターンシップ研修実施費(研修生受入れ謝金、研修生損害保険料)等

(2) 管理運営費

人件費、旅費、研修生募集案内印刷費、通信費、消耗品費等

第6 事業成果の取扱

(1) 事業成果の報告等

受託者は、委託事業が終了したときは、委託事業の成果を記載した業務完了報告書を山梨県に提出すること。なお、次の資料を添付すること。

1 事業の内容(事業計画及び実績)がわかる書類

具体的な事業内容:実施日時、開催場所、参加者・参加人数、業務内容など、経費が発生した根拠を確認できるもの

2 支出経費区分ごとに整理された事業費(事業計画及び実績)がわかる書類(積算に対して精算が事業区分ごとにわかる書類)

各事業費の根拠となる支出経費区分ごとの内訳を記載した資料(契約書、請求書、業務日誌等)、帳簿等の写し(出納帳等) 等

(2) 事業成果の帰属等

①本事業は、県の委託事業であることから、事業成果は山梨県が継承する。

②本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならない。なお、サポートセンターは事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

第7 その他事項

(1) 再委託について

原則として、本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、山梨県の承諾を得たものについては除く。

(2) 仕様変更

本件受託事業者は新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ山梨県と協議の上、承認を得ること。

(3) 業務の引継ぎ

翌年度にサポートセンターの委託先が変更される場合においても、支援活動を後年度にわたって円滑に行うことができるよう、支援シート及びプランナーの評価に関する情報の引継ぎを適切に行うものとする。

(4) チェック体制

経理については、複数の者によるチェック体制が確立されていること。

(5) 利益供与の禁止

サポートセンター及びプランナーは、本事業の実施に当たり、支援を受けた者から費用を受領することができないものとする。

(6) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うこと。

(7) その他

本事業は、農林水産省の6次産業化山梨県サポート事業及び6次産業化の推進体制整備事業として実施するため、事務手続き等は本仕様書のほか、同事業の各関連要綱等によることとする。

また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、山梨県と協議すること。

やまなし6次産業化サポートセンター 殿

誓約書

私は、やまなし6次産業化サポートセンターより依頼された業務を行うにあたり、以下の事項を厳守することを、ここに誓約します。

記

- 1 業務上知り得た、技術及び営業に関する秘密情報に関して、貴会及び派遣依頼先の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないこと。
- 2 個人情報には細心の注意を払い、個人情報保護法の規定の範囲を超えた利用をしないこと。

令和 年 月 日
住所
氏名

印